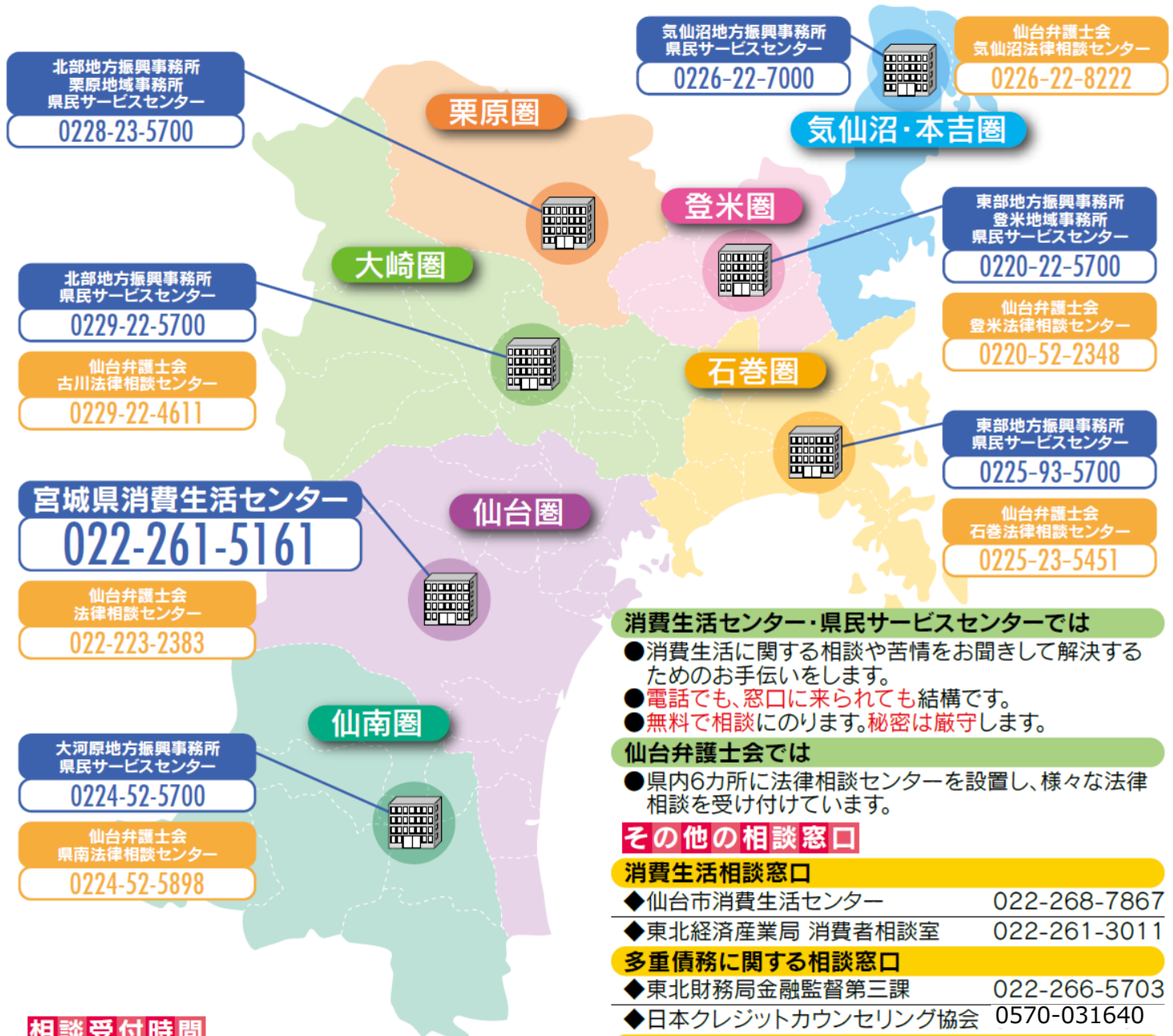


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧ください。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ウェブサイト閲覧中のニセ警告音にだまされないで
- ◆賃貸住宅の契約、引っ越しはよく確認！
- ◆プロパンガスの強引な勧誘にご注意
- ◆照明器具が関係する火災が起きています



ウェブサイト閲覧中のニセの警告音にだまされないで

パソコンでサイトの閲覧中に、突然、警告音が鳴り出し、「ウイルスに感染した」等という警告表示が表れたまま消えず、画面上の電話番号に連絡してしまった、という相談が寄せられています。音や画面表示が出て、とにかく慌てず、落ち着くことが大切です。

こんな相談が寄せられています

パソコンでインターネットを見ていたら、突然警告音が鳴り出し、ウイルスに感染したと画面に表示された。「対策をする」と書かれたサポート窓口に電話すると、「遠隔操作してウイルスを削除する」と片言の日本語で言われ、クレジットカードで2万円を決済した。相手の指示に従いフリーソフトをダウンロードして遠隔操作をしてもらおうと警告音と画面が消えた。不審な業者にクレジットカード番号を教えてしまい、不安である。



クレジットカードの他に、電子マネーで支払わせる事例もあります。



★アドバイス★

- 画面の連絡先に電話をすると、「警告音や画面を消すため」とウイルス対策ソフト等をインストールさせられ、料金を請求されることがあります。決して画面の連絡先に、電話をしてはいけません。
- 警告音や画面が表示されても、ウイルスに感染したとは限りません。警告音や画面を消す方法は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページが参考になります。
(<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/mgdayori20160621.html>)
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口へ早めにご相談ください。

賃貸住宅の契約、引っ越しはよく確認！

消費生活センターにはアパートなどの賃貸に関する相談がよく寄せられています。中でも、退去時の原状回復に関する相談がとても多いです。退去する際、大家さんと揉めないためには、入居する時に契約内容をよく確認することが大切です。

不動産会社から原状回復費用の請求書が届いたが、見積額が敷金を超えていた。自分の不注意で傷つけてしまった壁紙の張替代は納得しているが、契約当初から穴が開いていた襖の張替代は納得いかない。



賃貸住宅を借りる時のポイント

- **物件は自分の目でしっかり確認しましょう**
借りる部屋や建物の状態を見るほか、周辺環境、利便施設、駅までの時間なども広告の情報だけをうのみにせず、自分の目と足で確認することが大切です。
- **特約条項がある場合はその内容を理解し、納得してから契約しましょう**
退去時の原状回復はどこまで必要かなど、トラブルを避けるため、よく確認しましょう。国土交通省で出している「原状回復ガイドライン」を参考にしてください。
- **引き渡された部屋の状況をしっかりチェックしましょう**
トラブル回避のためには、入退去時の立会確認が重要です。立会確認がない場合は、壁や床の汚れ、傷などをチェックし、日付を入れた写真を残しておきましょう。また、設備や排水の状況など、実際に使ってみないと不備や故障が分からないものに関しては、なるべく早く確かめ、不備等があった場合はすぐに不動産会社に連絡しましょう。



4カ月前引っ越しをした。その際、長期間使用していないピアノを運んでもらった。親戚の子どもが来たので久しぶりに弾いてみようと思ひ、ふたを開けようとしたら開かなかった。引っ越しの時に壊れたと思ひ、業者に連絡すると「引き渡し日から3ヶ月過ぎているため、損害賠償の対象にならない」と言われた。

引っ越しのポイント

一般家庭の引っ越しでトラックを貸し切って行う引っ越しには「標準引越運送約款」が適用されます。そのポイントを押えて、上手に引っ越しを済ませましょう。

- **引越しの見積りは無料！**
※ただし場合によっては、下見に要した費用が必要となることがあります。
- **解約・延期手数料は2日前までかからない！**
荷物の受取日の前日であれば見積書に記載した運賃の10%以内、当日で20%以内の手数料が発生します。
※すでに実施・着手した附帯サービスに要した費用（見積書に明記したもの）はかかります。
- **破損や紛失は3ヶ月以内に！**
事業者の責任は荷物の引渡しが終わってから3ヶ月です。引っ越し後は、なるべく早く荷物などの確認をしましょう。



プロパンガスの強引な勧誘にご注意



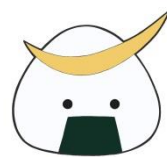
プロパンガスの業者が自宅を訪れ、「お宅の契約しているプロパンガスの料金は、この地域で最も高いです。うちと契約すれば、料金が安く抑えられますよ。」と勧誘された。契約するまで帰ってくれそうもなく、料金が安くなるのであれば、と販売店を切り替えたが、気が付けば前の料金よりも高くなっていた。

プロパンガスの料金は自由料金です。そのため個々の販売業者によって、料金は多少異なります。しかし、極端に料金を安くする販売業者がいたら要注意！よく話を聞きましょう。最初だけ安くして、契約後すぐに値上げするケースや、徐々に値上げして結局は以前の販売店より高い料金になるケースなどがあります。

アドバイス

- 不用意にドアを開けず、不要な契約はきっぱりと断りましょう
訪問者が誰なのかを確認してから対応するようにし、契約の意思がないのであればドアを開けないようにしましょう。また、勧誘を受けた場合に、不要な契約であればきっぱりと断りましょう。
- 契約時には料金体系等を十分に確認しましょう
ガス料金の安さだけで判断せず、提示された料金がいつまで適用されるのか、維持管理体制や保守点検体制がどうなっているのかなどについても十分確認しましょう。
- 望まない契約はクーリング・オフを
訪問販売で契約した場合は、契約書を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフができます。また、業者の説明に問題があった場合も解約できる可能性があります。困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談してみましょう。

平成 29 年 4 月より、ガスの小売全面自由化が始まります！
便乗した勧誘にも気を付けましょう！



照明器具が関係する火災が起きています

注意ポイント

- 長期間使用している蛍光灯照明は要注意
蛍光灯照明を長期間使用すると、器具の安定器が経年劣化し、破損や発煙、発火するおそれがあります。10年以上使用している蛍光灯照明は、販売店などに依頼して異常がないか確認してください。また、使用していて照明が明滅する、急に消える、異常な音があるなど異常がある場合は新しい製品に交換してください。
- 白熱灯照明の近くに可燃物を置かない
白熱灯照明の近くに可燃物（草木なども含む）を置いたり、器具や電球を布や紙等で覆ったりしないでください。白熱灯照明は照明器具の中でもたくさんの熱を発生するため、可燃物が近くにあたり、器具や電球を布等で覆ったりすると、火災につながります。